

令和元年台風第15号・第19号で被災された皆様へ

- ★ 大規模災害の後は、**点検商法、便乗商法**等のトラブルが発生する傾向にあります。
- ★ 不審な勧誘や電話を受けた場合は、「**188**」などの相談窓口へご相談ください。

【令和元年台風第15号に関連すると思われる消費生活相談事例と留意点】

※ 台風第19号の被災地の皆様においても、共通してご活用いただけますので、ご参照ください。

[家屋の被災関係]

(相談事例)

火災保険で住宅を修理できると業者から電話がかかってきた。
調査に来てもらうことにしてしまったが、断った方がよいのか。

(留意点)

大雨や暴風による家屋の被害が生じた場合、一般的には、火災保険の対象となります。修繕を行おうとする際は、保険の適用対象となるか、契約している保険会社又は代理店に必ず確認してください。

[自動車の破損関係]

(相談事例)

台風による倒木で駐車場に止めていた車の後部が凹んでしまった。駐車場の管理会社とは連絡が取れない。どうしたらよいか。

(留意点)

大雨による水没や強風による倒木などの台風被害によって、車両に損害を受けた場合、自動車保険の内容次第で、適用対象となります。契約している保険会社又は代理店に必ず確認してください。

[テレビの受信関係]

(相談事例)

昨晩の台風の影響からか、朝からテレビが全く映らなくなってしまった。
どうすればよいか。

(留意点)

受信アンテナが損傷し、テレビ受信が不良の場合は、近隣の電器店・電気工事店に相談するようにしてください。

作成取りまとめ：消費者庁消費者政策課（電話：03-3507-8800（代表） FAX：03-3507-7557）

[住宅リフォーム関連]

- 「火災保険の申請を代理します」といったセールストークから、住宅のリフォーム等を勧められた場合

契約している保険会社又は代理店にご相談ください。

少しでも心配なことがある場合、

- ・ 消費者ホットライン（電話：「188」（局番なしの3桁番号））
- ・ 住まいのダイヤル（電話：0570-016-100）

にご相談ください。

★ 保険会社の連絡先は、一般社団法人日本損害保険協会又は一般社団法人外国損害保険協会のウェブサイトをご覧ください。

* 一般社団法人 日本損害保険協会 会員会社連絡先ページ
(<http://www.sonpo.or.jp/member/link/>)

* 一般社団法人 外国損害保険協会 会員会社連絡先ページ
(<https://www.fnlia.gr.jp/member.html>)

※「公的機関として被害を調べています」等のセールストークから、屋根のリフォームを勧められた場合など、上記のほかに住宅リフォームについて心配なことがある場合も、消費者ホットライン・住まいのダイヤルにご相談ください。

- 被災した住宅の補修工事に対応できる近隣の事業者を知りたい場合

→ 「住まい再建事業者検索サイト」でご確認ください。

(<http://sumai-saiken.jp/>)

★ 「住まい再建事業者検索サイト」とは？

国土交通省の「住宅リフォーム事業者団体登録制度」の登録団体や、住宅関係団体に所属しているリフォーム事業者等を一元的に検索できるサイトです。

「住宅リフォーム事業者団体登録制度」の詳しい内容は以下をご覧ください。

一般社団法人住宅リフォーム推進協議会ウェブサイト

(<http://www.j-reform.com/reform-dantai/>)

[ケーブルテレビ関連]

- テレビ共同受信施設が損傷等被災し、テレビ受信が不良となり、復旧に関し、メンテナンス会社等の相談先が不明な場合

→ 一般社団法人日本CATV技術協会関東支部

（電話：03-5273-4673）にご相談ください。

(<https://www.catv.or.jp/jctea/kanto/index.html>)

- 消費者庁では、災害発生前の命を守る行動に効果的な情報から、災害発生後の消費者トラブルの回避に効果的な情報まで、国民の皆様にお読みいただきたい内容をウェブサイト内にまとめています。

大規模災害はいつ発生するか分かりません。是非、あらかじめご覧ください。

(<https://www.caa.go.jp/disaster/>)